

産業生活常任委員会

(令和元年10月28日)

○ 三木 隆委員長

それでは、皆さん、おはようございます。産業生活常任委員会を開会いたしますので、事務局はインターネット中継を開始してください。

本日は、休会中の所管事務調査として、客引き行為等の防止についてを取り扱ってまいります。

なお、次に、市立四日市病院から2件の報告がございます。

その後、10月11日に開催されました議会報告会でいただいたご意見等についての確認と整理をお願いしたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、部長よりご挨拶をお願いします。

○ 山下市民文化部長

おはようございます。市民文化部長の山下でございます。

本日は、前回に引き続きまして、客引き行為等の防止について所管事務調査をいただくわけでございますが、今後、国体開催等に向けまして、客引き行為にどのように取り組んでいくのが効果的なのか、委員の皆様のご意見を賜りながら検討していきたいというふうと考えておりますので、どうかよろしくお願いを申し上げます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

それでは、本日は特に1期生、2期生の方々は、四日市市の条例の内容と県条例についても認識がちょっと疎いという意見がありましたので、まず、そのあたりを説明していただいて、あと、名古屋市の条例もちょっと説明していただくと、そういう流れでやりたいと思っておりますので、よろしく申し上げます。

それでは、配付資料の説明をお願いします。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課長の宮原です。おはようございます。

それでは、資料のほうの説明をさせていただきます。前回の所管事務調査と重複する部

分もございますが、まず、四日市市の客引き行為等の防止に関する条例と県条例との違いを説明させていただいた後に、名古屋市の条例について説明をさせていただきます。

四日市市につきましては、平成24年に諏訪栄・西新地地区防犯協議会から市長に対しまして、三重県条例では規制が困難なキャバクラ等を規制する条例を制定してほしいとの要望がございまして、市では条例の制定の検討に入りました。検察からの指摘もございまして、県警、検察、市とで協議、調整を行いまして、県条例と市条例では規制を重複させないということで合意いたしまして、現在の市条例の制定に至っております。

本日の資料なんですけれども、タブレットの、産業生活常任委員会の所管事務調査資料、こちらの4ページ目の次の5ページ目の黄色いチラシをつけさせていただいておるんですけれども、四日市市の、そちらをごらんいただければと思うんですけれども。

○ 三木 隆委員長

はい。お願いします。

○ 宮原市民協働安全課長

よろしいでしょうか。

条例では、客引き、客待ち、誘引を規制しております。客引きは相手を特定して客となるように人を誘う行為でございます。客待ちは、客引きをする目的で客を待つ行為でございます。それから、誘引は、不特定の者に呼びかけたり、ビラなどを配ったりして客となるように人を誘う行為でございます。

そのチラシの裏面を見ていただきたいんですけれども、こちらのほうに、ちょっと色が薄くなっているところ、上のほうです、こちらが三重県のいわゆる迷惑防止条例で、公衆に著しく迷惑をかける暴力的不良行為等の防止に関する条例におきまして規制をされているところでございます。

県条例では、表の薄くなっている部分を規制しておるんですけれども、上から二つ目の項目、こちらは全ての業種が該当しております。したがって、居酒屋等もここに含まれておりまして、居酒屋の客引きにおきましても、記載されているような行為があった場合は、県の条例違反となります。ここに書いてありますように、体を引っ張る、服を引っ張るであったりとか、所持品を取り上げる、立ちふさがる、つきまとうというような行為でございます。

それから、この下の5段目まで、ピンサロの部分までは県条例で規制をされておりますが、その下、キャバクラ、ホストクラブにつきましては、客引きについて県条例で規制がされているのですが、誘引、客待ちは規制されていませんので、市条例で規制をしています。

また、一番下のマッサージにつきましては、客引き、客待ちについて市条例で規制をしているところでございます。

それから、右下の図につきましては、客待ち行為を禁止する区域のとおりでございます。

もう一度、前のほうに戻っていただきたいんですが、チラシの表面に戻っていただきたいんですが、もう一度確認なんですけれども、市条例で規制しております内容は、マッサージが客引き、客待ち、それから、キャバクラ、ホストクラブが客待ち、誘引となります。真ん中のところでございます。

県条例、市条例とも、罰則は罰金、拘留、科料で、刑罰となっております。刑罰とは、有罪の判決を受けた人に対して、その人の生命や自由、財産を強制的に奪うことで、刑罰を受けますと前科がつくというようなこととなっております。

今から説明をさせていただきます名古屋市の条例は、地方自治体などが行政上の軽い禁令を犯した者に科する金銭罰を科しており、いわゆる過料とも呼ばれておりまして、刑罰とは違うため、前科はつかないというふうになっております。

それでは、名古屋市のほうの説明をさせていただきたいと思いますので、資料の3ページのほうをごらんいただきたいと思います。

名古屋市における条例制定の経緯についてご説明させていただきます。

名古屋市におきましては、平成27年の12月に中村区の複数店舗より、風営法、愛知県迷惑防止条例で規制されていない居酒屋などの客引きを規制する条例制定を求める要望がございまして、以後、中区の複数の団体からも同様の要望が出てきております。

翌平成28年の7月には、栄、名古屋駅、それから金山などで実態把握の調査を行っております。

平成29年の1月には、18歳以上の公募市民のネットモニター——500人おるんですが、その410人から回答がありましたが——のアンケートを行っております。

平成29年の5月には、地域団体、それから、商業団体の16団体に対してヒアリングを行い、実態調査、来街者アンケート、来街者アンケートは栄、名古屋、金山で行っております。

その後、検討懇話会を3回実施しておりまして、ここでは現状と課題、それから、対応策について検討されておられます。

それから、平成29年の11月には、パブリックコメントとしまして、客引き行為等の対策についての基本的な考え方というものに対してパブリックコメントを行っており、平成30年の3月に条例公布、平成30年の10月には条例の全部施行をされておられるところでございます。

2番目の名古屋市における客引き行為等における現状につきまして、まず、1番のところなんですけれども、本市の職員が名古屋市の指導員と同行して、現場を視察させていただいております。昨年の12月5日、それから、ことしの10月9日に視察させていただきました。名古屋市条例における禁止の区域は、名古屋駅、栄地区、金山地区の3地区でございます。

2回の視察におきまして、名古屋駅、栄地区の2地区の巡視活動に同行させていただきました。名古屋駅は居酒屋などのアルバイトの客引きが中心となっております、栄地区はキャバクラ等の客引きが中心となっているところでございます。

名古屋市の客引きの指導員さんたちは、居酒屋を中心に、中止命令、指導等を実施しておるところでございます。名古屋市の中心部では客引き行為を行う者の数が多く、指導員、現状、1班3名体制で3班で対応されておるんですけれども、なかなかきめ細かな対応が難しいのではないかと感じられました。

あと、名古屋市の条例におきましては、ティッシュのチラシを配布する行為であったりとか、看板を持って宣伝する行為は規制の対象外となっておりますので、ティッシュを手交される際に声かけ等を行っているようなことも見受けられました。

それから、6番目のところですが、名古屋市は、条例施行以降、昨年の10月に施行しておるんですけれども、罰金、過料5万円の徴収実績は今のところゼロ件となっているところでございます。

それから、愛知県警が平成29年7月には、ぼったくり防止条例を施行いたしまして、栄地区を特別区域と設定し、同条例では、わかりやすい料金等の表示義務のほか、不当な勧誘、それから、不当な料金請求の禁止を定めており、県警による多数の逮捕者が出るとともに、違反店舗の公表も実施されております。ホームページ上で、現在12件ほど違反店舗の公表がされておられます。

それから、1枚目めくって、次のページでございますが、4ページをごらんください。

四日市市の条例と名古屋市の条例の比較表をつけております。

施行日は四日市が平成28年7月1日に対しまして、名古屋市は平成30年の10月1日となっております。

規制の対象は、四日市市は特定の業種ということで、キャバクラ、ホストクラブ、マッサージを規制しております。名古屋市につきましては全ての業種となっております。

規制内容につきましては、四日市が客引き、客待ち、誘引、名古屋市のほうは、それに加えて勧誘行為——いわゆるスカウトです——のほうも入っております。

立入調査等につきましては、四日市市につきましては規定はございませんが、名古屋市のほうは規定をされております。しかしながら、条例施行以降、実績はないとのこと。

刑罰につきましては、先ほど申し上げましたとおり、四日市市は刑事罰に対しまして、名古屋市は行政罰ということで、過料を科しているところでございます。

罰則内容はごらんのとおりでございまして、その下の両罰規定、四日市市はなしに対して、名古屋市のほうは両罰規定を設けておられます。

指導員の数につきましては、四日市が人数5名、現在1名欠員状態でございます4名で、全て警察OB嘱託職員となっております。勤務は週4日、時間が15時から23時30分までとなっております。名古屋市につきましては人数10名、警察OBが6名で、民間出身者が3名となっており、勤務は週5日、16時から23時となっております。

その他といたしまして、四日市市の場合は、週1回、警察との合同パトロールを実施しておりまして、また、月1回、地区との合同啓発活動を実施しており、この際も警察の方には同行いただいているところでございます。名古屋市につきましては月1回、警察と合同でパトロールを実施されております。

4番といたしまして、今後の課題につきましては、まず1番目としまして、条例の対象外業者、居酒屋、スナック、ガールズバー等への対応、それから、2番目といたしまして、警察、地域団体、ビルオーナー、不動産業者等とのさらなる連携の強化というところを挙げさせていただいております。

資料の説明につきましては以上でございます。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございます。

説明はお聞き及びのとおりでございます。ご意見、ご質疑がありましたら、挙手の上、

ご発言ください。

○ 樋口龍馬委員

先日の月曜日ですかね、県議会との意見交換会があって、私は代表者じゃないので出席はしていないんですけども、その中で、前の議会で提案された意見書についての議論もなされた。それに対する反応としては、なかなか県の条例で取り締まっていくことは難しいんじゃないかというような、何でそんなことを県議会議員が言うのかなと私は不思議に思うところなんですけれども、そういう議会の反応を持たれる方もおみえになる中で、市として、現行条例を、この前の議会の中での調査では、過料であるのか、刑事罰であるのかというところがあって、罰金刑を持たせるものと過料というのを一つの条例の中に混在させるというのは非常に運用が難しくなるんじゃないか等々の行政側の話も聞いているんですが、先回の月曜日の中身を受けて、四日市市としてどういうことができるのかという現在の考え方があれば示してください。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

前も少し申し上げましたが、いわゆる科料、要するに今の市のキャバクラとかマッサージの条例と同じようにしようとする、当然のことながら検察庁、警察との協議をやっていく必要がある。それで、先ほど樋口委員も言われましたように、この間の県議会さんとの話し合いの中でも、若干、県のほうの見解としてはなかなか厳しいような雰囲気も私も捉えました。

それで、今後、私どもとしては、まず、議会の意思の中で意見書も提出されておりますので、基本的には県警さん、それと、検察庁さんとまずは議論をする必要があるのかなというふうに考えております。ただ、前もそうでしたが、議論したらすぐにさっさと進むかというのは、議論をしてみないとわからないということで、ただ、国体もございますので、ずっとというわけにもまいりませんので、いつの時点か、そういった結論も出しながら、市としてどう考えるかは、また議会の皆さんと相談をさせていただくことになるのかなというふうに今は思っております。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

今回、名古屋市の事例を説明してもらいました。

今年の4月に仙台市も条例を制定していて、仙台市のほうの目玉は、一番初めが勧告、2回目が禁止命令、3回目に氏名の公表というふうな段階を踏んで、氏名の公表で、アルバイトたちが自分の氏名をさらされることを恐れて、少し減少に向かうんじゃないかという効果を期待したというようなものも、いろいろ調べて見つけたんですけども、そのあたりはどうですか。過料とは別に、氏名の公表等というのは、四日市市の条例の中ではうたっていないわけで、実際に罰則に当たる人が出た場合は、報道各社が取り上げる場合はあったとしても、市としての公表というのはしていないんですよ、現状では。こういうことを新たに盛り込むという、ここについては、例えば業種は縛らないとか、そういう運用の仕方ってできないですかね。

○ 山下市民文化部長

委員おっしゃるように、当然、勧告して公表という概念はありますので、そういったことを考えられるかということなら、考えられないということはないので、そういったことも視野に入れることは可能だというふうに思っております。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 早川新平委員

冒頭で宮原課長から説明を受けたときに、県条例と重複させないという言葉があって、そうすると、四日市がつくった条例は県条例を補完をするという形で捉えられるんだよね。県だけではだめだから、それを補完する形で四日市がつくるという意味だというふうに捉えているんやけれども、四日市が独自でそれを制定するということはできないんですか。

○ 宮原市民協働安全課長

この条例の制定に至ったところ、先ほどもご説明させていただいたんですけども、地元からの要望が、県条例でなかなか難しいところを制定してほしいというところがござい

ましたので、そこを制定させていただいたところではございますが、やっぱり刑罰を科していく場合に、条例が重なってしまうと、どちらの条例で罰しているのかというところの判断もつきにくいところもあるというのも聞いております。

そういうところもございまして、検察のほうから重複しないようにという提案があって、警察と検察、市で協議した結果、今の条例になっているというところでございます。

○ 早川新平委員

ありがとうございます。

現状がそれであれば、今、樋口委員が指摘したように、見解の相違なんやわな、逆に言うとな。だから、そこをどういうふうに四日市がやっていくか。今説明していただいた名古屋市の場合の過料がええのか、行政罰としてな、四日市の場合は罰金、刑事罰という形になっていくというところで、一番効力のある部分を私はつくっていくべきやと思うんですよね。どちらがええのか私にはわからないんだけど、そのところで、独自で四日市はやっていけるのかな、現状に合わせてね。僕らは、こういうところで、いやこっちがいいですよ、こっちもいいですよ、だったらそれを合わせて、一つ四日市独自のやつをつくれぬのかということだけを聞いて終わります。

○ 山下市民文化部長

市民文化部、山下でございます。

さっき説明させてもらいました刑事罰を、いわゆる科料を科すということになると、やはり四日市だけでは、検察庁並びに警察との協議が整わない限り、それはもうできないだろうというふうに思います。

ただ、過料そのものについてだけでやれということであれば、できなくはないとは思いますが、ただ、警察とやっぱり十分連携をしてやらないと、市だけでやるというわけにはなかなかいかぬのではないかなということが、その辺のことについても、警察、十分理解をさせていただいてやっていく必要はあるというふうに思います。

ただ、条例をつくるということになれば、議会の皆さんの合意をいただければ、それはできるのではないかと、技術的な話はそうですが、実際にそれが効果があるものになるかどうかはまた別で、やっぱり警察さんに相当協力をいただかないと、それは難しいというふうには考えております。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑はありませんでしょうか。

○ 中川雅晶委員

この間の県議会との意見交換会にも同席させていただきましたので、名古屋市の条例のように、場所を限定して全ての業種にすることは、例えば四日市に適用した場合に、店で、今認められている通常の営業行為というのも規制対象になってきたりとか、それから、先ほど言ったように、行政罰にするのか、刑事罰にするのかという大きな問題とか、さまざまクリアをしなければいけないという課題が多いなというのは実感としてありました。

だから、問題意識はあるんやけれども、例えばこれを具体的に条例化して規制しようと思うと、賛否いろんな意見が出て、すぐに合意形成は図れないんじゃないかなというところで、とりあえずは、請願の趣旨は、今の条例でもっと警察が規制をしてくださいということで、お願いをしたというところでとどまっているというのが現状であると思います。

僕も名古屋市の条例を見て、これは行政処分なので、交通事故の行政処分で罰金払ったらそれで終わりというのと全く同じですし、名古屋の歓楽街というのは、四日市の駅前と比べてどうなのかなという問題とか、それから、通常の営業を本当に自分の店の前で営業することも規制されるとなると、なかなか抵抗が多くなっていくのではないかなというところをどうやってクリアしていくのかという。

ただ、先ほどもおっしゃったように、もう国体が近づいていて、今現状が決していわけではないので、どうしていくかということで、結論は出なかったんです。ただ、県議のほうからも、ぜひ現場を、次の意見交換会は机の上だけではなくて、現場に行って、しっかりと視察しようという意見もいただいたということだけは報告をしておきます。

ただ、条例の内容を変更するとなると、なかなか難しい課題はいろいろあるのかなと思いますし、名古屋市の条例のように、県条例をその区域に指定して、全ての業種に少しモデルチェンジをするのか、独自で四日市の条例をつくるのかというところと、先ほど部長が言われたように、いろんなことをクリアしなければいけないという問題があるので、なかなかちょっと悩ましいなというところはあるのかなというふうには、実感として感じているところでもあります。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑はありませんか。

○ 早川新平委員

今、中川委員も指摘したんやけれども、客引きが巧妙化しているというのが、前回、対象のところ、キャバクラ、ホストクラブ、マッサージ以外の居酒屋でオーケーなんだと。そこからチェーン店とか系列店へ行くという、この巧妙化になっておるところは、これが一番、実際、僕、大事なおところやと思っておるんですね。

だから、そのところは、よそのところでも、そういうのはもう仕方がないというか、抜け道というか、そのところを何とかせんと、現実どうなのかな。

それと、客引きを承知で行くお客さんも見えろと思うんだよな、現実論としてはね。知らん土地に行ったときに、我々でも参考にしたりするときも現実論はあるのでな。そのところ、本当に困っている人と、それを渡りに船として利用する市民もおるのかなというところがあるので、その境界線というのをどこに引くかというところ、条例で全て、名古屋市のように全ての業種だめやとやっちゃうのかな。そのところを僕、今中川委員も指摘した境界というところ、非常に難しいところがあるんやけどな。

だけど、前回、請願者のほうから趣旨を伺ったので、現実には困っているので、2年後の国体までにはきちっと、よりベターなものをやっぱり形成していかなあかんで、説明を聞いていると、県、警察ともどうしても協力は不可欠やというところだけはわかったけれども、その境界はどうするのかな、居酒屋とかから二番煎じで行くところ、そこは取り締めへんのやろう、全ての業種というくくり以外は。それだけ教えてください。

○ 山下市民文化部長

市民文化部長の山下でございます。

委員おっしゃるように、業種を、例えば今回みたいな居酒屋からぐるぐる変わっていくというやつを法的に縛ろうと思うと、これはなかなか明文化もできませんし、それだけの業種って、そんな業種、多分なかなか縛れないので、もうゼロか100ですよ。それはもう全部と言え全部でやらないと、なかなかそれは効果が見込めないし、明文化すること自体が、まず非常に難しいと思いますので、これはもう名古屋市さんと同じように、業種

を区切らずに全部やるということしか、なかなかもう方法はないのかなというふうには考えております。

以上です。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと今、仙台市のホームページを見ているんですけど、結構な数、公表されているんですよ。15人、6月14日を皮切りに、月に大体1件ペースというか、1回公表があって、その中で取りまとめて、何月何日、毎月9日に公表しているのかな。住所も載っかっていて、その人の名前住所というか、仙台で検索しておる跡がいっぱいあるんですわ、どうも。その人の名前を入れるとグーグルの予測検索で仙台と出てくるぐらいになっているので、一定の効果はあるのかなと。この人たちの今後というのは、ぜひ仙台市のほうにも、公表した後、この人たちどうしているというのは聞いてみたいと思う反面、大学生が多かったり、その人のフェイスブックなんかも出てくるんですよ。そうすると、在学している大学とか高校まで出てきている状態で、言ったら、犯罪者をつくり出している状況を是とするかどうかだと思えるんですよ。

犯罪だとこの人たちは思っていないわけですよ、条例違反をしているとかという意識はなく、何となくバイト感覚で、業がある以上は需要と供給があって、自分は正業についているとも思っているんだろうけれども、実は法令、条例違反になっているという、こういう状況をそのまま続けてしまっているのかということですよ。

例えば、こいつら本当に確定申告しておるのかという話ですわ。そんなの不法就労の外国人と一緒にすやんか、極端に言ったらね。こういう状況を潰していくためにどういう連携が必要なのかという根幹の部分も考えていかないといけないのではないかなというふうに思うんですが、そのあたり、いかがですか。

○ 山下市民文化部長

確かに樋口委員のおっしゃるとおりだと思いますが、それをどのような形で周知するかというのが1点と、それと、やはりある程度の何か刑罰みたいなものがないと、なかなか周知しても、罰金だけ払えばそれで終わりやと思われてしまえばそれで終わりですし、名前の公表といっても、相当調べないと、個人情報ですので簡単にはいかないもので、その辺の手続きをどうするのかということは、私はちょっと仙台市のことはわかりませんので、仙

台市のほうにも一回視察なり電話なりさせてもらって調べてみたいなというふうには思います。

その中で、やはり委員おっしゃるように、犯罪者をつくっていくようなこと、全然知らずにやって、それで、そんなことは知らなかったよということにはならないようにする必要はあるというふうな認識は行政として十分持っている。

以上でございます。

○ 樋口龍馬委員

今ちょっとどうなっているか、僕も四日市の、そんなに絞り込んだ見方をしていなかった。確か去年の夏ぐらいからかな、同じそろいのTシャツを着て、さまざまな居酒屋さんのメニューボードを持ってということをやっていたグループがありましたよね。今、ちょっとそれが存在しているかどうか。その居酒屋さんが雇用した従業員が、お客さんが来うへんもんで閑古鳥が鳴いていて、ホールのスタッフなりを、ちょっと店の外に出て、お客さん呼び込んできてくれやんかという敷地内での呼び込み、これを禁止したらあかと僕、思いますよ、敷地内であれば。

けど、公道に出てきて、公道上で、今から手を広げて、済みません、ちょっと待ってくださいって、あるじゃないですか。ありますよね。私も四日市歩いていてやられるときあります。前のほうに出ながらメッセージボード、何探していますか。どうですか、居酒屋さん決まっていますかといって、5mから10m、ついてきますわ。あんなの完全に迷防条例の違反ですよ、言ったらね。そこが判断が難しいというふうに県が言うんやったら、もうそれは県の怠慢だと思うし、そういうことをしっかりしてくれよというのが今回の意見書だと僕は思っています。

ビルの敷地内から、声を出しながら、拡声機を使わずに、寄って行ってくださいと、今お客さんおらんのですと、これはサービスしますよと、今入ってくれるんだったら飲み放題100円まけますよ、500円まけますよと、これは、僕は別にいいと思うんですよ、敷地の中だったら。

でも、それを、客引きは——言ったら無料案内所というのは、自分たちの敷地を確保して、その中で紹介をするところの業態ありますよね。これはぎりぎりセーフかなと思うんですけど——営業の許可もとらずに、人だけ集めて、これだけ人を連れていったらキックバックをこれだけ頂戴よという取り決めをしている、その案内をさせる、キックバックす

る店も本来取り締まらなあかんし、誰が悪いのやというところを、やっぱり目をつけられるような、それがもし市の条例改正で行けるんだったら、キャッチをしている個人ではなくて、雇用している人たちに踏み込めるようなものになるのであれば、どうなのかなど。

だって、こんなの、場合によっては未成年の人間もやっているわけじゃないですか。三重県の青少年健全育成条例にだってひっかかるような話ですよ。そういうことも、協議が難しいというのはわかります。

この前、諏訪交番であったり、四日市南署の生活安全課の刑事であったりという、ごく我々と近い立場の県警の方とお話をしました。大分話しました。1時間、2時間ぐらい話しました。県警さんがどうやって思っておるのか知らんですけど、県警さんは全然、迷防条例に期待していないんですよ。四日市の条例が強くなることによって、より厳しい規制をしたいというふうに思っていますということを言っていましたわ、その方たちは。

ただ、それが県警全体の考え方であるかどうか、僕は確信は持っていませんけれども、県の迷防条例のほうで強めていくという考え方はできないんですかねと言ったら、いや、四日市さんの場合は四日市さんの条例でやってもらったほうがいいのかと違いますか、僕らはそんなに難しいことはわかりませんがねぐらいのことは言っていました。

そこら辺をもっともっと詰めていけるのであれば、市という行政体と県というものの難しいところは理解せんでもないですけど、それを議会が、わかりました、それは確かに難しいですわなとさらってしまうと、世の中よくなるので、ここは多少厳しくても踏み込んでいってほしいなというふうに思うんですけども、ちょっと話がまとまりきらなかったんで、特段のコメントを、こういうふうにしてくれということはないですが、何か言いたいことがあれば聞きたいと思いますし、特段なければ違う方が話していただいたらいいんじゃないかなと思います。

○ 三木 隆委員長

理事者、何かありますか。

○ 山下市民文化部長

市民文化部、山下でございます。

委員おっしゃることはよく理解はするんですが、ただ、その相手方、店側に、そこへ入っていこうとすると、捜査権といいますか、市のレベルでやろうと思うと、条例にそんな

ことができるのかどうかも含めて、ちょっとその辺は、法務とか、いろんなところと研究もさせてもらわないと、今の段階では見解というのは申し上げられないので、申しわけないですけど、そんな状況です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 小川政人委員

いろいろ考えておっても仕方がないで、やれることからやっていくというのが一番大事やと思うので、僕は名古屋でも仙台でも、真似できるものは、真似させてもらってやらええわ。

ただ、一つだけ気になるのは、この間も請願者の中でも意見がちょっと違ったみたいな気がしていて、名古屋市の条例をというのラーメン屋さんだけみたいな気がしたけど、その請願者というの、この規制を禁止する区域の人たちの合意がないと、なかなか理解が得られないので、そこは一遍きちっとこの間の請願をしてきた人たちの合意を得て、やれるんやったら、まずとりあえずできることからしていかなと仕方がないのかなという、僕は前回からそういう考えです。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

いろいろな意見が出て、具体的に何をしたいこうというのがずっと見えてこないんですが、今、小川委員がおっしゃったように、私個人としては、今の本当の現状、実態をちょっと分析しないとあかんかなという部分も考えておるんですよ。

その中で、どういう手法、方法があるかという部分を、委員の皆さんも、具体的な何か方法論というんですか、この課題は続いていきますもんで、次回までには各委員さんが整理していただいて、今何をすべきか、何をやるべきかというのをもう少し明確にしたいと思いますが、いかがでしょうか。

○ 樋口龍馬委員

ちょっと、次回にという話でいいんですけども、そもそも営業許可を出しているのは、今は基本的には市なわけじゃないですか、普通の飲食やったらね。そうでしょう。飲食営業の許可を出すのは、そこで出しているわけでしょう、ですよね。保健所が出しておるわけですよ。その保健所が営業許可を出していなかったら違う法で縛られるわけですよ。そうですね。保健所が許可を出したところの客引きで地元が迷惑をしていると。ということは、つまり、組合に入っていないわけですよ、商店街であったり、組合であったり加盟をしていれば、もっと前段階で話がなくなるんじゃないですか。自治体加入促進条例じゃないですけども、やっぱり営業許可を出すときに、もっとハードルを上げなあかんの違いますか。きちんと組合に入るなり、組合から脱会した場合には営業許可を取り消すぐらいのことを、市の条例で縛れるのであれば僕は縛っていくべきじゃないかなと。

大体チェーンの居酒屋ですよ。個人の方が始めたところで、客引きなんか使わないですよ。結局、そういう人たちが商店街の電気代も払わへんしで、ぐるぐるぐるぐるあかんほうに、あかんほうに、ヤドカリみたいにしてあらわれた人たちが、地元の電気代も払わへん、客引きも横行させる、その裏に、場合によっては暴力団排除条例にひっかかるような方たちが経営にかかわっているような店舗の客引きも含まれている。不法に滞在する外国人の方の隠れみのになっていくということを考えると、僕は、保健所政令市という名前がついていて、保健所を持っている四日市でやれることがあるんじゃないかなという気はします。

そこにもっともっと規制かけて、今、営業許可が出ていたって、もう一回ちょっとクリーニングして、どの組合に入っておるのやと、組合に入らんと次の営業の更新ないぞと、それぐらいのことを言っただけじゃないですかね、それは所管が変わっちゃうものであれですけども、ちょっとその辺の庁内調整がとれないかどうか確認させてください。

○ 山下市民文化部長

今のうちの条例、要するに客引き防止条例の範囲の中であれば保健所との話はできるのかなというふうに思いますが、今議論されたように、客引き等の話については、どっちが先なんやという話なので、条例ができてからしかそういう話はできやんというのか、もともと保健所のほうの許可の中に、そういったものは入れられやんのかというのは、一度こちらでも庁内の中で整理をさせてもらいたいなというふうに思います。

以上です。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

ちょっと確認ですけど、両罰規定が本市の場合はなしですよ。名古屋市の場合にはありますよね。この両罰規定というのは、客引きしているやつを引っ張ったときに、この使用者責任を問えるかどうかというところなんで、これ、要は、末端ばかり捕まえていても、仙台市を見ていたら、店の名前が入っているのも公表されているということは、両罰規定があるのかなと推測するんですけど、この辺を強化していくということが、先ほど少し樋口委員が言われたところも抑止になったりとかという、組合に入るのを規定するというのは、なかなかちょっと法的に難しいのかなと思うんですけど、ただ、両罰規定を設けて、そういうところは許さないという部分は必要なのかなと思いますし、この間、県議会との話の中でも、県警にぜひお願いしたいのは、請願者が言っておられたように、居酒屋やったり、タコ焼き屋さんやったりとかと言って、言い逃れをします。

でも、その言い逃れができないように、例えば、もう少し真剣に内偵なり捜査なりしていただければ、幾ら言っても、いや、実のところはこっちでやっておるというのを捕まえば引っ張れるわけですから、そういうところの強化をしてくださいというお願いはしたつもりではあるんですけど、となると、この両罰規定なしというのは、少し条例としてはいかがなのかなと思ってしまうので、その辺はどうですかね。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課長の宮原です。

キャバクラ等の客引きにつきましては、県条例のほうに両罰規定がありますが、マッサージ等、そういうようなところにつきましては、個人の経営等がありまして、両罰規定の実効性があるかどうかというのは、不確定というところで、これらの刑罰につきましては、現状の条例では、検察、警察と協議を重ねた結果、このように落ち着いたということでございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ということは、マッサージだけが両罰規定の対象になっていないんですか。キャバクラ、ホストクラブは県条例のほうでひっかかるんですかね。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

市民協働安全課、後藤でございます。

四日市市の客引き行為等の防止に関する条例におきましては、両罰規定の定めというの
はございませんので、実際に客引きをした者を規制の対象としております。ですので、使
用者側については対象外ということになってございます。

○ 中川雅晶委員

三重県条例は、キャバクラ、ホストクラブは、客引きも規制対象になっているわけ
ですね。

○ 後藤市民協働安全課課付主幹

なっております。

○ 中川雅晶委員

規制対象になっているということは、両罰規定も適用されるということですね、こっ
ちは。マッサージは県条例の適用となっていないので。

○ 宮原市民協働安全課長

市民協働安全課長の宮原です。

チラシの資料の中なんですけれども、これの一番上のところで、風俗関係に係る部分
につきまして、他人に客引き等の行為をさせるというところの客引き、これにつきましては、
雇用者のほうにも罰則が適用されるんですけれども、県条例では、そもそもこの表の一番
下になりますマッサージにつきましては規制されておられませんので、こちらの部分では市
条例で対応しておりますので、両罰規定はこちらのほうは適用されていないという
こと
でございます。

以上でございます。

○ 中川雅晶委員

ということは、ホストクラブについては県条例の両罰規定が適用になっているということですね。

○ 宮原市民協働安全課長

そのように認識しております。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

○ 早川新平委員

どうもこれ、ひっかかるのやけど、県条例と四日市市の条例で重複させないというのが冒頭であったんやわな、宮原課長、さっきも俺が言ったけど、これはどういう理由なのか。補完をするだけの条例なんやったら、それで完璧なものができるればいいけれども、今指摘させてもらったところでも、何かどっちにも入らんようとか。四日市独自でもっと強力なものとはできないのか。そこだけ聞かせて。

○ 山下市民文化部長

これは先ほどから申し上げているように、要するに警察と検察との話し合いがあって、三重県全体の話と全国の話もあって、検察のほうが、四日市市だけ特別に出したやつの条例で、その両罰を認めるかどうかということは、やっぱり協議しないと、ちょっと今の段階でできるかできないかというのはなかなか言えない。ただ、相当厳しいのではないかなという感触があるということで、今後、その辺の議論は警察さんと協力させてもらってやっていくというのは可能かなというふうには思っています。

○ 早川新平委員

今までの議論をずっと聞いていても、この間の請願者を含め、そこで実害を受けている方々と、それから、実質、外から見ている我々との思いの差というのがどうしてもあるんですよ。

四日市市が2021年の国体に向けて、必ずこういったことは、四日市が中心になるのはわかっているのですが、この現状がよしとはしていない。そうすると、県条例を補完するという、ちょっと2番的なことやなしに、僕はもっと四日市がリーダーシップをとっていかなあかんと思っておるのやわ。

これが我々の仕事なんやろうけれども、名古屋市がやっているようなところと、過料とかいろんなところをかけてね、雇用主まで行かないと、さっき中川委員が言っていたように、トカゲの尻尾切りだけではなしにやらないと、必ず出てくるんですよ。業態としてはお客さんを呼ぶことについて必死なので、抜け道というか、そこに業者って必ず一生懸命なので、市民の方とか、来街者、来てくれる方たちの安全をどのように担保していくかというのがこの条例であると思うので、何か補完するという点に関して、僕は物すごい消極的なイメージがあるので、だから、どちらがええのかはちょっとまだこれからやらなあかんと思うね、名古屋方式がいいのか。そこのところは、もっと全面的に四日市が中心になってやっていかなあかんやろうな。せっかくいいところもあるんでね。市条例を補完するやり方やったらいいけど、県条例を補完するという点については、非常にちょっと違和感がある。意見です。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑はありますか。

○ 樋口龍馬委員

法務にまた確認をとってほしいんですけど、市条例上で、上位法であったり、県条例を引用する場合というのがあろうと思うんですけどね。それを引用した上で、先ほどの、例えば四日市でいうと、指導、勧告、命令の順番でしたよね、四日市は、違いましたっけ。

(発言する者あり)

○ 樋口龍馬委員

そうそう。例えば、さっき言った氏名の公表を別枠で設けることはできると思うんですよ。罰金以外のところを条項で。その中に、県条例にかかわるものについても同様のプロセスを踏んで、迷惑防止条例に係るものを引っ張ってきておいて、これについても、勧

告の時点なり命令の時点で氏名を公表しますということは、僕は設けられるんじゃないかなと思うので、それを一回、法務のほうに確認してほしいんですが、これ、言っておる意味、わかるかどうか確認させてください。

○ 宮原市民協働安全課長

確認させていただきます。

○ 三木 隆委員長

他に。

○ 中川雅晶委員

例えば、自分の店の敷地内であれば別に、先ほど言われたように全然問題ないんですけど、店の前の公道でも、お客さんを、ハンドマイクを使わずに呼び込むことは適切な営業活動として認められているというのはあると思うんですけど、この間の県議会議員さんからもそうやっていろいろ指摘があった部分があって、どこまでやという部分も、いや、どこかの市で、看板、これ違法やって歩き回っている人がおられる報道もあつたりとかする中で、どこまで違法なのか、どこまでが適法なのかというのも結構曖昧に、私としては曖昧な感じで適用されているのかなと思うと、それを例えば、これを名古屋市の条例みたいにかちっとすると、どこまで規制するかというのも、より厳しく規制しなきゃならないとかとなると、いや、今までの看板、これ、全部違法ですよと取り払ったりとか、今まで通常やと思っている呼び込みが違法になるとかというところのガイドラインか何か、そういうのはあるんですかね、行政として。

○ 山下市民文化部長

委員がおっしゃる公道と言え、一般的には道路、市の所有している道路は公道になりますので、敷地の境界線より出たら全部公道になるので、ある意味、そうした看板とか、そんなのは客引きになるのか、ならんのかという話も、当然、大きな議論に入ってくる可能性もあります、今の段階では。

本来的な経済活動とのかかわりもありますので、その辺も十分配慮しながらはしなければなかなか厳しいかなというところは若干思っています。

○ 中川雅晶委員

この間の三重県議会との中には、そういう通常の経済活動も阻害してしまうという可能性もあるんじゃないかなとかという意見もたくさんあって、なかなか難しいというような意見があったというのがあったということだけ、お伝えだけしておきます。

○ 樋口龍馬委員

松阪市の正論おじさんの話をしておると思うんですけど、スターアイランドの前の通り、ありますよね、近鉄から。あそこ、最近、看板がへこんでいるの知っています。看板全部、敷地の中に引っ込めてもうたんですよ。あれ、事情は知ってますよね。看板引っ込めてもうた事情はご存じですよ。ちょっとなかなか会議の場所では言えないと思うんですけど、引っ込めてもうたんですよ。

それは、各看板所有者の皆さんと協議をした結果、安全・安心な歩行空間を確保するためという名のもとに、主に警察さんが指導しながら進めていったという事例があるので、規定として設けるのはやっぱりすごく難しいと思うんですね。ましてや歩行者天国になっておるわけですよ、アーケードの中というのは。あれは本来は道なんです。車が走れる道路なんです。それを歩行者専用区間として区切って使っているんで、どこかの商店街なんかは、確か敷地から何mかを色分けして、何時から何時までの占有期間については、せり出し販売、ワゴン販売を認めるみたいなことをやっていた商店街も確かあったように僕は記憶しておるんですけど、そういうことをまちの取り組みとしてやることはできたとしても、多分、法律とか条例で縛ってしまうのは、中川委員が言われるとおりの、物すごく難しいんだろうなとは思っています。

看板はよくて人間はあかんのかと言われると、これは難しいところなんですけど、何とかやっぱり撲滅の方向に向けて進めていきたいという思いは一緒なのかなと思いますので、補足じゃないですけど、私が最近知った情報の中から少し出させてもらいました。

○ 三木 隆委員長

他にご質疑はありますか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

質疑もないようですので、本件につきましてはこの程度といたします。

次に、市立四日市病院から報告事項がございますので、理事者の入れかえを行います。
よろしいでしょうか。

それでは、市立四日市病院から2件の報告を受けたいと思います。

まず、事務長よりご挨拶をお願いします。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

おはようございます。市立四日市病院でございます。

このたび、当院に対し実施されました税務調査に関しまして、大変残念かつ反省すべき事項について議会の皆様のほうにご報告をさせていただきたい案件が出てまいりましたので、お時間を頂戴した次第でございます。あわせまして、今般成立しました示談事案についてご報告をさせていただきたいと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○ 三木 隆委員長

ありがとうございました。

それでは、四日市税務署の税務調査に対する対応についての報告として、説明をお願いいたします。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

市立四日市病院次長の太田でございます。よろしくお願いいたします。

この件につきましては、総務部のほうから、他の委員会の皆様に対して、ペーパーでご報告をしているということですので、今回、タブレットではなくてペーパーのほうでご説明をさせていただきたいと思います。よろしくお願いいたします。

それでは、ページをおめくりいただきまして、3ページをお願いいたします。

報告事項1としまして、市立四日市病院に対する四日市税務署の税務調査に対する対応について、事案の概要としまして、8月5日から8日にかけて、四日市税務署から税務調査が当院のほうに実施されました。

2件のお話がございますので、1件目について、そして、その後、2件目についてお話

をさせていただきたいと思います。

まず1点目でございます。職員の源泉徴収につきまして、ことし、扶養控除等申告書、
どういう扶養をしているかというような申告書がございますが、それが提出されていない
にもかかわらず、国税庁が定める源泉徴収税額表というのがございます。そちらに甲欄、
乙欄というのがございます。甲欄については、主な事業所については甲欄で徴収するとい
うところがございます。甲欄については源泉徴収すべき額が小さいというところござ
います。そちらのほうで当院が源泉徴収をしていますけれども、税務署のほうからは、扶
養控除等申告書が提出されていない以上、乙欄——こちらのほうは源泉徴収額が大きい
のでございますが——のほうで計算して源泉徴収をすべきというようなことございました。

その中で、ことしに入ってから退職した職員につきましては、その申告書の提出を設け
ることがないまま甲欄で源泉徴収を行い、もはやその提出を求めることができないとい
うことございますので、退職者について是正を求めるというような連絡があったという
ところがございます。

その四角の下の指摘事項のところに移っていただきたいんですけども、これにつつま
しては、従前より、11月ごろに職員に対しまして、当該年分の扶養控除等申告書の提出を
求めまして、これをもとに年末調整を行うとともに、このときに整理しましたデータを、
翌年1月以降の給与支給にも利用して、年末調整のときに、先ほども申しました甲欄の適
用であれば、翌年1月からも甲欄で源泉徴収をしておりました。

そのため、毎年最初に給与等の支払いを受ける日の前日までに提出しなければならない
とする税法の規定には沿わない運用となっていて、指摘を受けたというところございま
す。この点につきまして、源泉徴収額を修正するというところで考えております。

この納税額につきましては、その下にございます対象者について、ことし1月から6月
末までの退職者62人、追加納税額は2353万7754円でございます。これについては、また説
明をさせていただきますけれども、最終的には還付されるというようなものでございます。

そして、それにつきまして、納期から過ぎますと、不納付加算税でございますが、10%
かかってくるというところがございます。そして、あわせて、期限を過ぎた後ということ
になりますので、延滞金がかかってくるというところがございます。

申しわけございません。この支払いにつきまして、4ページのほうをおめぐりいただき
たいと思います。

この源泉徴収の方法につきましては、当院でなくて、四日市市の職員全てこのような形

の納付をしていたところでございますので、本庁及び上下水道局についても同様のやり方をしていったということなので、徴収、納付を行うというところでございます。

納税額につきましては、本庁につきまして市長部局、退職者71人、本税としまして992万9599円、教育委員会6人分、本税30万6410円、消防5人分89万8245円、結果として本庁分合計として82人分の1113万4254円で、加算税が5%になっております。

先ほど、病院のほうの加算税は10%でございました。これにつきましては、当院は税務署のほうから調査が入ったということになりますので、指摘を受けてお支払いする場合は加算税は10%、本庁、上下水道局につきましては、調査が入ったわけではなく、自主納付という形になりますので、加算税は5%というような違いが出てくるというところがございます。そして、済みません、上下水道局につきましては4人分で106万6204円というところがございます。

これで、次の5ページをごらんいただきたいんですけども、この支払いにつきましては、四日市市と税務署と職員の三者が出てくるわけでございますが、まず、四日市市から税務署のほうについている矢印がございます。①源泉徴収義務者として、先ほど申しました甲欄と乙欄の差額を納付します。これは、先ほど申しました本税分というのがこちらの金額でございますが、こちらを税務署のほうに支払います。

そして、その後、これは本来、源泉徴収でございますから、職員からいわゆる天引きして支払うというようなものでございますので、その後、職員から、左の②でございます、甲欄と乙欄の差額を職員から支払っていただく。それを受けて、病院、市のほうが源泉徴収票を職員に発行いたします。その源泉徴収票を持って、職員が税務署のほうに確定申告を行う、そういうことによって、税務署から職員のほうに差額の還付が行われるということでございます。

これについては、本来、甲欄でお支払いをすべきものの額自体は変わりません。甲欄でお支払いして、手続上、乙欄で計算すべきところですけども、実際の支払わなければならない金額は甲欄で、金額自体は変わらないというところがございます。

4ページにちょっとお戻りいただきまして、納税方法でございますが、病院、上下水道局につきましては、各公営企業会計のほうから支払いますけれども、既決予算内で流用して支払いまして、11月定例会議で補正予算で計上したいと思っておりますので、その際、またご審議をお願いしたいと思います。

扶養控除等申告書の件について1点でございます。

そして、2点目……。

○ 三木 隆委員長

ちょっと待ってください。

1点目について、まずご意見を、ご質疑を受けますので、税務調査に対する対応について、説明は今お聞き及びのとおりですが、ご質疑、ご発言がありましたらお願いします。

○ 早川新平委員

これ、きょうは報告となっておりますので、ここで質疑を……。

○ 三木 隆委員長

確認というかね。

○ 早川新平委員

確認のところね。

○ 三木 隆委員長

不明な点を確認するという意味で。

よろしいですか。

○ 早川新平委員

これ、四日市だけですか。こういうようなことが他市でこういう病院とかを持っているところというのは、同じような調査があるのか、四日市だけなのか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

それは税務署からの調査というようなことをございますでしょうか。

税務署がどのような調査を他にしているかというのは、私どもは把握しているところではございません。聞こえますところ、税務署は定期的にいろんな企業であるとかに、調査が入っておりますので、同じような形の一環として当院に入られたというふうな認識をしています。

ですので、当院のここに、ある意味、そもそも疑義があつて税務署が調査に入られたのではないというふうな認識をしております。

以上です。

○ 早川新平委員

これ、今までもこういうやり方で四日市はやっておつたんやな。それまでは入っていなかった。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

以前からこのようなやり方を、病院だけでなく四日市市全体がしておりまして、このような指摘を受けたのは今回が初めてというところでございます。

○ 三木 隆委員長

よろしいですか。

他にございますでしょうか。

(発言する者あり)

○ 小川政人委員

ようわからんのやけど、税務署のルールに従わずに源泉徴収をしておつたということか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

結果的にはそういうことになるかと認識しております。

○ 小川政人委員

そうやって認められるとそのとおりにやろうけど、そんなの、普通気がつかんのか。そんな期限までに源泉徴収に対して申告書が要ることはわかっておるわな。控除証明書でも何でも、みんな要るやんか。そんなの、なしで勝手に、控除証明書はこれに入っていないけれども、なしで今までもずっとやっておつたのか。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

11月の時点で、扶養控除等申告書の提出を皆さんから求めておりました、それを翌年の1月のときには扶養の状態が変わっていないだろうというようなことで、その申告書を活用して扶養の計算、そして、甲欄で申請をしていたということで――申しわけないです――私どもはそれが正しいものだと認識していたところでございますが、そうではないというところで、お支払いする税額自体は間違いではないんですけれども、そのやり方が間違っていたというような指摘でございます。

以上です。

○ 小川政人委員

だから、その税額は間違えてないのやけれども、勝手に自分たち、源泉徴収するための申告書がないのに勝手にしたというだけの話やろう。勝手に、変わらんわというだけで。だから、申告書を求めなければいけなかったのに求めなかったということやろう。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

そのような形になると思います。

1月の年初の給与支払いまでに、その年の扶養控除等申告書を提出していただかなければいけないところを、そうしていなかったというところですよ。

○ 小川政人委員

怠慢や。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

退職所得のほう、続けてお願いします。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

続きまして、2番目の件についてご報告をさせていただきます。

病院事業管理者の退職手当につきましてですけれども、現在3期目をお勤めいただいて

いるんですけれども、2期目と3期目、1期目と2期目もそうなんですけれども、同じような業務についておりますけれども、2期目と3期目になるときに、当院としましては退職手当を支給しておりました。

それにつきまして、これは退職手当については退職所得として当院が支払いをしておったんですけれども、これは退職所得ではなくて給与所得ではないかという指摘を受けました。給与所得につきましては、退職所得よりも税額が大きいというようなところでございます。

そして、3ページの②、下のほうでございますけれども、この退職手当につきましては、まず、地方公営企業法において、公営企業の事業管理者は4年という任期が定められております。これは法で定められております。

そして、当院、四日市市の条例におきまして、退職ごとに、任期ごとに退職手当を支給するという規定を設けております。これにつきましては、こちらに書いてございますように、市長等の退職手当についての規定を準用したところでございます。

このような当院の支払い方につきましては、全国の病院で事業管理者を置いている病院も、基本的には同じように退職——4年はこれ、法で決まっておりますので——ごとに退職手当を退職所得として支払っている形になっておりますので、当院がこれを税務署のお話のとおり、その都度、退職所得ではなく給与所得として税額を多く払うということになれば、全国的な先例となってしまうおそれもありますので、これは慎重に対応しなければいけないということもございまして、税の専門家でありますとか、顧問弁護士でありますとか、いろんなところにご相談をさせていただいて、やはりこれは、一般の企業のような形ではなくて、任期も決まっております。その任期ごとに、辞令も任期が入った辞令をお渡ししているということで、これについては、自動的とか機械的にそのまま職を継続しているわけではないというようなことを説明させていただいて、それについては税務署としても調査していただくというようなことでございました。

それにつきまして、実は先週の金曜日の夕刻、業務時間外に税務署からお話がありまして、これにつきましては、当院の主張といたしますか、説明をした結果、こちらの退職手当を給与所得としてのお話については指摘しないというようなことを税務署から受けましたので、こちら、資料として記載してございますけれども、この件につきましては、税務署のほうから——もうなかったことと言いますとちょっと表現として適切かどうかはわからないんですけれども——もう指摘のお話はなしだというようなご連絡をいただいたという

ところでございます。

以上です。

○ 三木 隆委員長

退職者についての説明は以上ですが、ご質疑があれば。

○ 笹井絹予委員

お尋ねしたいんですけれども、この退職手当というのは、先ほどおっしゃったように、4年というふうに、これは昔からということなんですか。なぜ、この退職手当がその期ごとにあるのかなと思ったんですけれども。

○ 太田市立四日市病院次長兼総務課長

まず、事業管理者が置かれたのが公営企業法の税務適用になってからですので、そんなに古くからではないんですけれども、以前はもうずっと通算して支払われていた時期が、市長につきまして、例えば、もう20年も30年もされている市長が以前おみえになって、そのときは、ちょうど高度経済成長時期でございます。最後、通算して支払いますと、最後の年に支払っていた給料をもとに退職手当が計算されますので、1期目のときの給料と比べると、最終期の給料というのがかなり高くなっていますので、それで退職手当を計算するとかなり高額の退職手当を支払うことになってしまうということがあったということからかもしれないんですけれども、いや、もう4年の任期ごとに支払いましょうというような形で動きがあって、任期ごとに支払うという話になったというふうには聞いています。

当院の病院事業管理者につきましては、税務適用で事業管理者の制度をつくったのは平成17年か――済みません、ちょっとうろ覚えで申しわけなんですけど――それほど古くはないので、昔からというご質問に対しては、そのころから条例で任期ごとに支払うということになっていたというところでございます。

以上です。

○ 三木 隆委員長

理解されましたか。ちょっと難しいですね。

他にご質疑はありますか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

なければ、3番の示談事案における賠償金の支出についての報告を求めます。

○ 西山医事課長

示談案件における賠償金の支出についてご報告申し上げます。

賠償金額が1件で20万円です。

帝王切開で出産された後、手術部の跡の創部感染を合併し、他の病院で緊急手術を受けることになった事案でございます。

発生年月が令和元年7月、患者様は20代女性、示談の案件といたしましては、医師の説明が不足していた部分がございます、術後の創部感染が悪化することになり、患者が他院で緊急手術を受けまして、その後、患者の入院期間が延長となったことに対してお支払いをさせていただきます。

この金額につきましては、全額、病院賠償責任保険から補填されます。

今後の対応策といたしましては、退院時に医師のほうから、こういう状況になったら、あるいはこういう症状が出たらというふうな詳細な説明を丁寧に行うというふうなことを徹底するというふうに考えており、また、緊急性を理解するような説明も同時に行うように指示をいたしました。

以上でございます。

○ 三木 隆委員長

報告はお聞き及びのとおりです。

何か確認するようなことがありましたら、ご質問ください。ありませんか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

別段、質疑もないようですが、本件につきましてはこの程度といたします。

それでは、理事者の皆さんはご退席ください。

○ 日置記平委員

総括でいいかな。戻ることになるけど、意見だけね。

初めの確定申告のところなんだけど、うちの首長は公認会計士やね。病院の院長と違うよ、市長がね。全体の責任は市長にもあるので、公認会計士として、これはやっぱり責任は感じてもらわないかん。感じていると思うけど、重く感じてもらわないと、普通の人やない、資格を持った人やでね。資格を返さならんことになるかどうか知らないけど、ふと考えていたら、そんなことを思い出したので、これは、委員長判断で、市長に一言言っておいてもらう必要があるのかなと、こんなことになって。案外、基本的な問題よ、これね。そんなことを思いました。

○ 三木 隆委員長

ただ、これは、平成18年ぐらいから、今のやり方でやっておると聞いておりますが、その辺は間違いないでしょうか。

○ 加藤市立四日市病院事務長兼病院事業副管理者

私どもとしましては、全市共通で、そのころからやっていたというふうに聞いております。認識もいたしております。

○ 三木 隆委員長

日置委員、今の市長が見つけれなかったという部分はあります。ただ、平成18年のころから今のやり方をやっておるといふ部分は、ご認識いただきたいと思います。

本件につきましてはこの程度といたします。

それでは、理事者の皆さんはご退席ください。お疲れさまでした。

それでは、どうもお疲れさまでした。

今、ペーパーを回しますが、8月定例月議会、議会報告会の市民意見のまとめについて、11項目が挙げられたと。全項目について、その他の意見というふうに今、まとめさせていただきましたが、これについてご意見がありましたら伺います。

○ 樋口龍馬委員

まとめ上は、特段、その他の意見でいいっちゃいいんですけども、有害鳥獣の計画、こちらについては、ぜひ休会中の所管事務調査の中に入れていただきながら、私たちの所管部分でもありますので、鳥獣被害防止計画を確認していければなというふうに思いますので、皆さんがご同意いただければですけども、ぜひ扱っていきたいなと私は個人的に思います。

○ 三木 隆委員長

他の委員は、今の意見に対してどう考えられますか。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

賛成。

他の委員は。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

賛成。

小川委員、賛成でよろしいですか。

笹井委員、よろしいですか。

日置委員。

(発言する者あり)

○ 三木 隆委員長

ということで、その件につきましては取り上げていきたいと考えます。

他に、この件はこの程度でよろしいですか。

○ 三木 隆委員長

次に、行政視察についての確認を行います。

日程は令和2年1月28日、火曜日から30日、木曜日の期間でございます。

視察先は福井県鯖江市、女性が輝く「めがねのまちさばえ」について、2番目、富山県富山市、富山市公設地方卸売市場再整備構想について、3番目、富山県高岡市、産業振興について、4番目、石川県金沢市、地域コミュニティの活性化についてという狙いで実施したいと思います。

それで、テーマについて、この各視察先に対して事前に送付する質問事項案を作成していただきました、事務局のほうに。これを確認していただいて、ほかに、まず、その内容でいいのかという部分と、それ以上に何かいい案がありましたら、今、きょう言ってきょうというのは難しいと思いますので、締め切り、いつやったっけ。

○ 伊藤議会事務局主事

次の12月の議会までであれば。

○ 三木 隆委員長

確認していただいて、ぜひこういう部分が見たいと言われるのであれば、今言われたように12月の議会までに事務局なり私のほうに申し出ていただければ、追加して向こうに報告したいと思います。

何か質問がありましたら。なしですか。

(なし)

○ 三木 隆委員長

それでは、きょうの予定は全て終わりました。

いろいろ客引き防止のところ、なかなか難しい部分もあるんですが、一遍、現状を僕は見やなあかんかなという部分で、議員の方も現状をちょっと見やんとという部分が思いますので、またどこかの機会で皆さんの意見を聞きながら進めていきたい。

○ 樋口龍馬委員

それは委員長が飲み会を一回企画して、それを歩いてみんなで行けば、現状はよくわかりますよね。まんまとひっかかっちゃう。

○ 三木 隆委員長

一遍その辺を考えますので、一つ、そのときはご協力のほどよろしくお願いします。

では、本日はこの程度とします。ご苦労さんでございました。

11 : 27 閉議